

「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する
指導要綱の改正案」に対する意見と県の考え方

千葉県環境生活部廃棄物指導課指導企画班

1 パブリックコメント実施期間

令和5年12月15日（金）～令和6年1月16日（火）

2 意見提出者数（意見の延べ件数） 5人（19件）

3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

※複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

	御意見の概要	県の考え方
(1)施設の更新及び設備の交換について		
1	これまで煩雑であった更新及び交換の手続が一部簡略化されることに期待ができる。	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（通称「廃棄物処理法」）に基づく許可を受けた施設を同一の施設に更新する場合や施設の一部を同一のものに交換する場合、本要綱改正案のとおり、廃棄物処理施設更新等事前届出書を提出する規定を追加しましたが、環境省通知の運用により、法の設置許可や変更許可の手続が不要となるとともに、それに伴い本要綱に定める事前協議の手続が不要となることから、従前より手続が簡略化されます。</p> <p>廃棄物処理施設等の更新及び交換に当たっては、変更許可や使用前検査等が必要となるなど、その内容により手続が異なるため、事業者等の手続の誤りを防止し、所定の手続を確実に履行できるよう、当面の間あらかじめ県が内容を確認し、必要な手続を事業者に示す必要があることから、事前届出制の規定を追加したものです。</p>
2	指導要綱改正案の第27条の2第1項第2号について、環境省通知で不要な手続を求めており、事業者の円滑な事業の促進を阻害するような手続を増やすことになっているため、削除してほしい。（2件）	
3	<p>環境省通知に基づき、一定の条件のもと廃棄物処理施設の更新及び交換について、指導要綱に定める事前協議等の手続を不要とする方向性は評価するものの、指導要綱で新たに事前届出制度を導入して県通知をもって手続が確定することとなるのは、法手続を不要とする同省の通知にもかかわらず、手続を煩雑・複雑化させるものであって、同省の進める「産業廃棄物に係る廃棄物処理法の規定の合理的運用の促進」の方向性とは真逆の方向にあると言える。注）</p> <p>1</p> <p>注）1 令和5年度全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議資料（廃棄物規制課の冒頭 228頁～229頁）参照</p>	

4

指導要綱では、廃棄物処理施設設置等事前協議書（別記第1号様式）を知事に提出し、協議しなければならないとなっているが、これが事前届出制となったとしても、同届出が受理されるまでには、先述の別記第1号様式様の書式作成ならびに事前説明が必要となると思われ、届出側の負担は軽減されない。

事前届出制を導入するのであれば、県があらかじめ内容を確認したいという理由で事前協議を求められているのと実質的に同様であり、事業者の負担は軽減されておらず、環境省通知の趣旨（手続簡略化等）に反すると言えることから、指導要綱案における事前届出制度の部分は削除することが適当である。

その代わりに別途「平成28年3月3日付廃第2074号千葉県環境生活部長 廃棄物処理に係る法令順守の徹底について（通知）」の別紙に今回の廃棄物処理施設の更新及び交換についての指導方針を追記のうえ再編し、改めて通知すれば足りるものとする。なぜなら、同通知本文には「廃棄物処理施設等の設置や変更に当たっては、法令に基づく手続について予め行政に確認の上、所定の手続を確実に履行するなど、法令遵守の徹底を図られますようお願いいたします。」とあり、事前相談の協力を求めているなど、指導要綱案が意図する目的を、より制限的でない手段・方法で達成可能と見込まれるからである。

詳細は次に意見するが、当該通知こそ本来の行政指導のあり方であるとする。

<p>5</p>	<p>指導要綱の位置づけは行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導を行おうとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項）であることに疑いはないであろう。</p> <p>結果、行政指導の一般原則（千葉県行政手続条例第30条）であるところの</p> <p>1) 行政指導にあつては、当該行政指導に携わる者は、県の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び当該行政指導の内容が相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。</p> <p>2) 行政指導に携わる者は、その相手方が当該行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。が適用されることとなる。なお、同指導要綱は行政指導の一環で強制力がない旨の平成28年12月14日環境生活警察常任委員会における廃棄物指導課長の答弁があることも付け加える。注) 2</p> <p>注) 2</p> <p>平成28年12月14日環境生活警察常任委員会 平成28年12月定例県議会 環境生活警察常任委員会会議録（第1号）</p> <p>◎説明者（長谷川廃棄物指導課長） この指導要綱につきましては、あくまでも行政指導の一環でございまして、強制力はなく、遵守しなければならないとはありますが、私ども遵守するように粘り強く指導しているところでもございまして、最終的にこの要綱に従わない場合につきましては、法律の手続によりまして、私ども法律の要件に基づきまして申請を審査するというところでございます。</p> <p>にもかかわらず、指導要綱案第27条の2の柱書では「事業者等は、廃棄物処理施設について、次の各号に掲げる更新又は交換をしようとするときは、あらかじめ廃棄物処理施設更新等事前届出書により知事に届け出なければならない。」と規定する。行政指導は「相手方の任意の協力によって</p>	<p>御意見のとおり、本要綱は行政指導であり、法的拘束力はありません。所定の手続を確実に履行し法令遵守の徹底を図るために、あらかじめ県が内容を確認し、必要な手続を事業者に示す必要があることから、事前の届け出を求めるものです。</p> <p>本要綱に届出制度を規定することへの弊害等を鑑み表現を変更することが適当との御意見については、本要綱の今後の運用の参考とさせていただきます。</p>
----------	--	---

のみ実現されるもの」であるのに、「届け出なければならない。」と規定することは行政指導の一般原則に反しているものと言わざるを得ない。相手方の任意の協力によって実現されることに留意しているとは到底言い難いのではないか。

もちろん、同指導要綱において、法令（条例を含む。以下同じ。）を根拠に義務付けられていることについて、「〇〇しなければならない。」と規定することもあり得ようが、今回の事前届出制度は何ら法令の規定から当然のものとして、その運用が要請されているものではないことは明らかである。

次に、法的拘束力（強制力）がないにもかかわらず、同指導要綱において「〇〇しなければならない。」と規定されることの弊害についても以下のとおり挙げておきたい。

1) 行政、事業者の双方において、行政指導の内容が相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることの認識が希薄となり、行政手続条例の目的である行政運営の公正、透明性が担保されず、県民（事業者）の権利保護がないがしろにされる恐れがある。

2) 第三者である県民等に誤った認識を生じさせ、言わばいわれなき中傷等の不利益を事業者は受ける恐れがある。この誤解を解く義務・責任は行政にあると考えられるが、指導要綱の制定者である行政に期待できるのか疑問に思われる。その結果、事業者は自ら「義務不存在確認訴訟」を提起せざるを得なくなり、無用な混乱を生じさせることになる。

以上のことから、指導要綱案第27条の2は削除することが適当である。行政指導として事前届出制を生かしたいのであれば、「〇〇することが望ましい。」などの表現に変更することが適当である。

	<p>なお、余談ではあるが、同指導要綱は千葉県行政手続条例施行以前に制定されたものであり、指導要綱全体として行政指導指針としての域を超えた表現となっていることが多く見受けられる。同指導要綱における各規定の根拠を詳らかにした上で表現を変更するなど、全体見直しを行っていただきたい。</p>	
6	<p>指導要綱改正案の第27条の2第1項第2号について、「主要な設備に限る」とあるが、具体的にはどういった内容を指すか事例提示願う。例えば、破碎の許可を受けた施設において、主要な設備である破碎機の破碎刃は消耗品であり定期的に交換が必要であるが該当するのか。あるいは消耗品ではないが故障した主たる部品（モーターなど）の同一のものへの交換は該当するのか。</p>	<p>主要な設備とは、廃棄物処理法の許可施設の場合、廃棄物処理法施行規則第5条の2第3号又は第12条の8第3号に掲げる設備です。</p> <p>なお、主要な設備である破碎機について、破碎刃の消耗による形状等の仕様が同じものへの交換は、施設の一部の交換には該当しません。</p>
7	<p>指導要綱改正案の第27条の2第1項第3号について、環境省通知の第五「廃棄物処理施設の一部を同一でないものに交換する場合」を含むか。</p>	<p>本要綱改正案の第27条の2第1項第3号の対象施設は、本要綱第20条第2項の規定により届け出された廃棄物処理施設であり、廃棄物処理法や千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（通称「廃棄物適正化条例」）の許可を受けた施設ではありません。</p> <p>また、「廃棄物処理施設の同一でないものへの更新」であり、「廃棄物処理施設の一部を同一でないものに交換する場合」を含みません。</p>
8	<p>指導要綱改正案の第27条の2第2項について、通知までの期間が定められておらず、事業者の円滑な事業の促進を阻害する可能性があるため、『5日以内』や『10日以内』などと期間を設定されたい。（2件）</p>	<p>本要綱改正案の第27条の2第2項は、前項の届出があった場合、県が届出の内容により必要な手続を確認し、事業者等に対し通知するもので、具体的な通知までの期間は設定できませんが、可能な限り事業に影響しないよう、更新や交換の内容が確認でき次第速やかに通知します。</p>

9	<p>指導要綱改正案第27条の2第2項は、事前届出に対して必要な手続を通知する旨を定めるが、必要な手続については法手続に限定すべきである。よって、「必要な法手続」に変更することが適当である。</p> <p>なぜなら、環境省は廃棄物処理施設の更新及び交換に係る法手続の有無（変更許可の必要性、軽微変更届の必要性）について、各都道府県・政令市に通知したものであり、同省が規制・手続の合理化を進めていることを鑑みると、県の判断で法規定以外の手続が限りなく拡大される恐れがないようにする必要があると考えられるからである。</p>	<p>本要綱改正案第27条の2第2項は、前項の届出があった場合に必要な手続を通知するものであり、廃棄物処理法の許可施設のほか、廃棄物適正化条例の許可施設、本要綱第20条第2項の規定により届け出された廃棄物処理施設についても、更新や設備の交換をしようとする場合にこれまで必要としていた手続を廃棄物処理法に合わせて緩和する予定です。このため、必要な手続には、例えば本要綱第21条に基づく使用前検査の手続が含まれます。</p>
10	<p>届出をもって県が事業者に対し必要な手続を通知するとあるが、環境省の通知内容に則した手続指導となるのか。他県では県の考えを示した手続簡略化に関するQ&Aやケース分けの整理などが別途明示されていることもあり、千葉県も同様に内容を示してほしい。</p>	<p>本要綱改正案第27条の2第2項は、廃棄物処理法対象以外の施設も含め、環境省の通知内容に則した必要な手続を通知するものです。</p> <p>なお、環境省の通知に伴う施設の更新及び設備の交換に係る手続の運用については、本要綱改正に併せて、ケース分けの整理等を別途、処理施設設置者に対し通知する予定です。</p>
11	<p>環境省通知を受けて千葉県以外の近隣許可行政が作成した条例等と比較して、指導要綱改正案が事業者の円滑な事業の促進を阻害するような特異的な改正案とならないよう配慮してほしい。</p>	<p>環境省の通知に伴う運用は、近隣他縣市と大きく異なるものではないと考えています。</p>
12	<p>指導要綱の改正案の概要には、「当面の間あらかじめ県が内容を確認し、必要な手続が行われるよう確認する必要があるため」との記載があるが、改正案にはそうした趣旨の規定は無い。</p> <p>当面の間と考えているのであれば、例えば、「3年後に見直す」との見直し規定を入れることが適当である。（2件）</p>	<p>廃棄物処理施設を同一の施設に更新する場合や施設の一部を同一のものに交換などする場合、許可等が不要となるケースや必要な手続が複雑であることから、県があらかじめその内容を確認し、必要な手続を通知することを定めたものですが、今後、事業者等が環境省の通知を十分に理解し、県があらかじめ確認する必要があると判断した場合に、規定の見直しを行います。</p>

1 3	<p>平成13年2月1日の法改正以前に設置していた木くずとがれき類の破砕機については、届出を済ませることで廃掃法上の産業廃棄物処理施設の許可を受けたとみなされ、「みなし許可」として扱われている。耐用年数等から鑑みて交換や更新が行われる可能性が高いと考えるが、「みなし許可」を受けている廃棄物処理施設の更新及び交換の扱いはどのような対応となるのか。</p>	<p>本要綱改正案第27条の2第1項は、廃棄物処理法の産業廃棄物処理施設の許可を受けたとみなされる、いわゆる「みなし許可施設」についても、原則廃棄物処理法の許可を受けた施設と同様に扱うこととなります。</p> <p>なお、法の基準に適合しているか否かを確認するため、その後の手続に必要な書類が不足している場合は、都度書類を求めることとなります。</p>
(2)積替・保管施設の保管高さについて		
1 4	<p>指導要綱の改正案の概要. 2改正内容の(2)廃棄物保管高さの規定削除は安直ではないかと思われる。規定あつての現状であり維持継続が妥当と思われる。</p>	<p>積替・保管施設の廃棄物の保管高さについては、本要綱において高さ2メートル以下とする規定を定めた当時は、廃棄物処理法に基づく保管基準がない中で独自の基準を設けたものです。現在は廃棄物処理法の保管基準が定められていること及び高さに起因する違反等が見られないことから、本要綱における保管高さの規定を削除し廃棄物処理法の保管基準に合わせることにしたものです。</p> <p>改正後も引き続き、立入検査等で適切な保管状況等を確認していきます。</p>
(3)共同命令について		
1 5	<p>新旧対照表 P19 共同命令の削除の経緯及び理由は何か。技術的助言含め透明化に即し別途必要だと考える。(一部県で文言修正)</p>	<p>廃棄物処理施設の維持管理に関する基準 第2 定義(4)は、現在の「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省第1号)に修正する必要がある、「共同命令」の記載を削除するものです。</p> <p>意見募集時の新旧対照表については、次のとおり修正しました。</p> <p>【改正後】</p> <p>(4) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)</p>

		<p>【改正前】</p> <p>(4) <u>共同命令</u> 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）</p>
(4)西暦・和暦表記について		
16	<p>新旧対照表の P9、P18 の表示等について、許可年月日から平成が消えているが令和に変更ではなく、今後は西暦表記・和暦表記のどちらでも構わないという理解でよいか。</p>	<p>許可年月日については、許可証に記載する表記と同一の記載として頂きたいと思います。</p>